


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村美砂			
件名	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例 規則 部課 機関					
<p>1 要旨</p> <p>東京都において、栄養教諭の上位職の設置に伴う区市町村立学校管理運営規則の改正を行ったことに伴い、主幹教諭の職務内容等についての整理を行うものである。また、文部科学省において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律を公布し、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が告示されたことにより、サービスを監督する市教育委員会において、規則等を定めることとされたため、所要の規定整備を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>①主幹教諭について、現在の職務内容等の所要の規定整理を行った。</p> <p>②学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を規則において定める等所要の規定整備を行った。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都に準拠した対応であり、教育職員の業務量の適切な管理運用が図られる。</p>						
<p>2 経過（現在に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和2年3月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>関連事務を速やかに進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。